

在宅医療の体制について

(厚生労働省資料「在宅医療の最近の動向」より抜粋)

在宅医療の体制

退院支援

○入院医療機関と在宅医療に係る機関との協働による退院支援の実施

- ・病院・診療所
- ・訪問看護事業所
- ・薬局
- ・在宅介護支援事業所
- ・地域包括支援センター
- ・在宅医療において積極的役割を担う医療機関
- ・在宅医療に必要な連携を担う拠点 等

日常の療養支援

○多職種協働による患者や家族の生活を支える観点からの医療の提供

- 緩和ケアの提供
- 家族への支援

病院・診療所、訪問看護事業所、薬局、在宅介護支援事業所、地域包括支援センター、介護老人保健施設
短期入所サービス提供施設
在宅医療において積極的役割を担う医療機関
在宅医療に必要な連携を担う拠点 等

急変

急変時の対応

○在宅療養者の病状の急変時における緊急往診体制及び入院病床の確保

- ・病院・診療所
- ・訪問看護事業所
- ・薬局
- ・在宅医療において積極的役割を担う医療機関
- ・在宅医療に必要な連携を担う拠点 等

看取り

○住み慣れた自宅や介護施設等、患者が望む場所での看取りの実施

- ・病院・診療所
- ・訪問看護事業所
- ・薬局
- ・在宅介護支援事業所
- ・地域包括支援センター
- ・在宅医療において積極的役割を担う医療機関
- ・在宅医療に必要な連携を担う拠点 等

在宅医療の体制

体制	退院支援	日常の療養支援	急変時の対応	看取り
目標	<ul style="list-style-type: none"> ● 入院医療機関と、在宅医療に係る機関の円滑な連携により、切れ目のない継続的な医療体制を確保すること 	<ul style="list-style-type: none"> ● 患者の疾患、重症度に応じた医療（緩和ケアを含む）が多職種協働により、できる限り患者が住み慣れた地域で継続的に提供されること 	<ul style="list-style-type: none"> ● 在宅療養者の病状の急変時に対応できるよう、在宅医療を担う病院・診療所、訪問看護事業所及び入院機能を持つ病院・診療所との円滑な連携による診療体制を確保すること 	<ul style="list-style-type: none"> ● 住み慣れた自宅や介護施設等、患者が望む場所での看取りを行うことができる体制を確保すること
関係機関の例	<ul style="list-style-type: none"> ● 病院・診療所 ● 訪問看護事業所 ● 薬局 ● 居宅介護支援事業所 ● 地域包括支援センター ● 在宅医療において積極的役割を担う医療機関 ● 在宅医療に必要な連携を担う拠点 <p>※病院・診療所には、歯科を連携するものを含む。以下同じ。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 病院・診療所 ● 訪問看護事業所 ● 薬局 ● 居宅介護支援事業所 ● 地域包括支援センター ● 介護老人保健施設 ● 短期入所サービス提供施設 ● 在宅医療において積極的役割を担う医療機関 ● 在宅医療に必要な連携を担う拠点 	<ul style="list-style-type: none"> ● 病院・診療所 ● 訪問看護事業所 ● 薬局 ● 在宅医療において積極的役割を担う医療機関 ● 在宅医療に必要な連携を担う拠点 	<ul style="list-style-type: none"> ● 病院・診療所 ● 訪問看護事業所 ● 薬局 ● 居宅介護支援事業所 ● 地域包括支援センター ● 在宅医療において積極的役割を担う医療機関 ● 在宅医療に必要な連携を担う拠点
求められる事項（抄）	<p>【入院医療機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 退院支援の際には、患者の住み慣れた地域に配慮した在宅医療及び介護資源の調整を心がけること <p>【在宅医療に係る機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 在宅療養者のニーズに応じて、医療や介護を包括的に提供できるよう調整すること ● 高齢者のみでなく、小児や若年層の在宅療養者に対する訪問診療、訪問看護、訪問薬剤指導等にも対応できるような体制を確保すること 	<p>【在宅医療に係る機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 相互の連携により、在宅療養者のニーズに対応した医療や介護が包括的に提供される体制を確保すること ● 地域包括支援センター等と協働しつつ、療養に必要な医療や介護、家族の負担軽減につながるサービスを適切に紹介すること ● 医薬品や医療・衛生材料等の供給を円滑に行うための体制を整備すること 	<p>【在宅医療に係る機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 病状急変時における連絡先をあらかじめ在宅療養者やその家族に提示し、また、求めがあった際に24時間対応が可能な体制を確保すること ● 24時間対応が自院で難しい場合も、近隣の病院や診療所、訪問看護事業所等との連携により24時間対応が可能な体制を確保すること <p>【入院医療機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 在宅療養支援病院、有床診療所等において、連携して在宅医療機関（特に無床診療所）が担当する在宅療養者の病状が急変した際に、必要に応じて一時受け入れを行うこと ● 重症で対応できない場合は、他の適切な医療機関と連携する体制を構築すること 	<p>【在宅医療に係る機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 終末期に出現する症状に対する患者や家族の不安を解消し、患者が望む場所での看取りを行うことができる体制を構築すること ● 患者や家族に対して、自宅や住み慣れた地域で受けられる医療及び介護や看取りに関する適切な情報提供を行うこと ● 介護施設等による看取りを必要に応じて支援すること <p>【入院医療機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 在宅医療に係る機関で看取りに対応できない場合について、病院・有床診療所で必要に応じて受け入れること
	<p>【在宅医療において積極的役割を担う医療機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 医療機関（特に一人の医師が開業している診療所）が必ずしも対応しきれない夜間や医師不在時、患者の病状の急変時等における診療の支援を行うこと ● 卒後初期臨床研修制度（歯科の場合、卒後臨床研修制度）における地域医療研修において、在宅医療の現場での研修を受けられる機会等の確保に努めること ● 地域包括支援センター等と協働しつつ、療養に必要な医療及び介護や家族の負担軽減につながるサービスを適切に紹介すること 	<p>【在宅医療に係る機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 入院機能を有する医療機関においては、在宅療養者の病状が急変した際の一時受け入れを行うこと ● 災害時等にも適切な医療を提供するための計画（人工呼吸器等の医療機器を使用している患者の搬送等に係る計画を含む）を策定し、他の医療機関等の計画策定等の支援を行うこと 	<p>【在宅医療に係る機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 地域の医療及び介護資源の機能等を把握し、地域包括支援センター等と連携しながら、退院時から看取りまでの医療や介護にまたがる様々な支援を包括的かつ継続的に提供するよう、関係機関との調整を行うこと ● 在宅医療に関する人材育成及び普及啓発を実施すること 	